

市民税・県民税 国民健康保険税等の申告

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎23-3922
観音寺税務署 ☎25-2191

申告をする所得

前年中（平成29年1月1日～12月31日）の所得

申告の期間

平成30年2月16日（金）～3月15日（木）
○年金所得のみの方は、次の日程で申告相談を行います。
観音寺地区2月14日（水）
大野原地区2月15日（木）
豊浜地区2月15日（木）

申告が必要な人

（左ページのフローチャートを参照）
○平成29年中に事業所得や

確定申告書等作成コーナーのご利用を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の申告書等が作成できます。作成した申告書等は印刷し郵送するか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で送信することができます。詳しくはe-Taxホームページや最寄りの税務署でご確認ください。

申告相談（確定申告）時のお願い

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。申告の際には、本人確認書類の提示または写しを添付してください。
【本人確認書類の例】
・マイナンバーカードを持っていない人
▽マイナンバーカードのみ
・マイナンバーカードを持っていない人
▽通知カード+運転免許証
または保険証等
※扶養親族についても申告書にマイナンバーの記載が必要です。

平成30年度（平成29年分）申告相談日程表

受付日	受付会場	申告受付地区		
		午前(9:00~12:00)	午後(13:00~16:00)	
2月14日(水)	市役所2階203会議室	観音寺地区で年金以外に所得がない人		
15日(木)	豊浜中央公民館2階講堂(旧文化会館)	大野原・豊浜地区で年金以外に所得がない人		
16日(金)		本町、中之町	上田井、東町、港町、南	
19日(月)		東浜、須賀	北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林	
20日(火)	大野原中央公民館3階講義室(大野原支所)	長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手	関谷、堀切、西原、箕浦	
21日(水)		海老津、有木、田野々	内野々、井関	
22日(木)		高尾、大造、大福、大道、上中、下中	中村、早本、道上、笠松、寺家	
23日(金)		高松、上杉林、下杉林、辻	西の後、八兵、大鞠、大鞠西団地、宮之下、下木屋	
26日(月)		残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、雇用促進	十三塚、林、札場	
27日(火)		屋敷、瀬後、豆塚、雉子原	四軒屋、白坂、石砂	
28日(水)		池之内、福田原、丸井南	西丸井、丸井北、青岡	
3月1日(木)		赤岡、東村	中央、安井	
2日(金)		花福北、本村	中林、先林	
3日(土)		伊吹町	伊吹町	
5日(月)	伊吹支所	南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町	植田町	
6日(火)		流岡町	村黒町、出作町	
7日(水)		新田町	池之尻町	
8日(木)		原町、柞田町(中出、上出)	柞田町(黒淵、下出)	
9日(金)		柞田町(八丁、山王、下野、北岡、玉田)	柞田町(大畑、油井、山田)	
12日(月)		栗井町(上野、奥谷、宮下団地)、木之郷町	栗井町(出晴、信末、本庄、常次、竹成)	
13日(火)		吉岡町、本大町	中田井町、古川町	
14日(水)		室本町、高屋町(西上、西下)	高屋町(西上、西下以外)	
15日(木)		市役所2階203会議室	坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、三架橋、駅通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若	茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町

申告が必要な人に関する注意事項

○不動産所得などがあつた人のみは申告が不要ですが、次の①～③に該当する人は申告が必要です。
①農業や地代、家賃、生命保険一時金、年金、損害保険返戻金などの給与以外の所得がある人（給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、市・県民税は所得金額の多少にかかわらず申告が必要です）
②日給などで働いている人や2力所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整が済んでいない人
③医療費控除や雑損控除、寄附金控除などを受けようとする人
○平成29年中の収入がない場合でも、次に該当する人は申告が必要です。
・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に加入している人
・市営住宅に同居している人
・国民年金保険料の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける人
・課税（非課税）証明書の交付が必要な人

申告時に必要なもの

○本人確認書類（左ページの「申告相談（確定申告）時のお願ひ」を参照）
○収入や必要経費を証明できる帳簿や書類、領収書、収支内訳書など
○給与所得がある人は源泉徴収票（コピー不可）
○年金を受給している人は公的年金等の源泉徴収票
○一時所得（生命保険一時金・損害保険返戻金など）や雑所得（個人年金、太陽

光発電電電収入などの受け取りを証明するもの
○国民年金保険料控除証明書
○生命保険、個人年金、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、寄附金などの支払いを証明するもの
○医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書等

事前に明細書を完成させて申告会場へ持参してください。明細書の様式および制度の詳細は国税庁のホームページをご覧ください。また、医療費または医薬品購入費の領収書の添付や提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間は自宅等で保管してください。
○日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金関係書類の還付や納付、市・県民税の還付がある人のみ

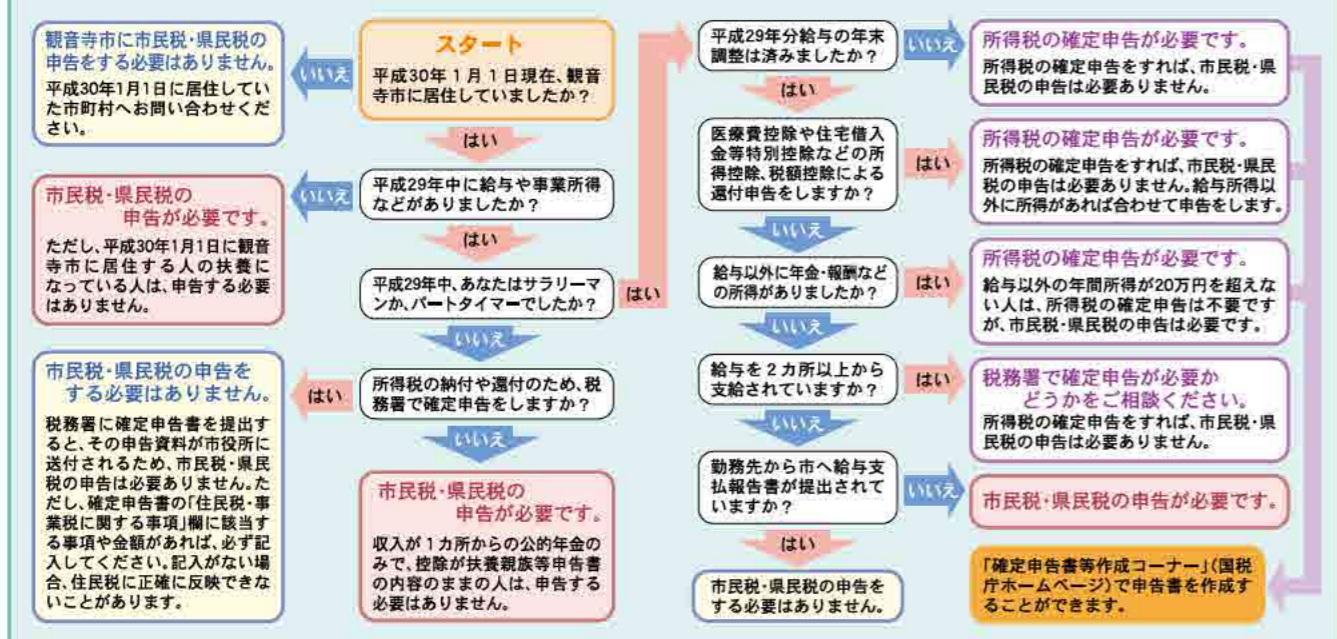
市税の電子申告サービスをご利用ください

本市では、納税者の申告手続きの利便性向上のため、e-TAX（地方税ポータルシステム）を利用したインターネットによる市税の申告等について、受け付けをしています。給与支払報告書や法人市民税申告書、償却資産申告書などの提出に利用できます。
【注】個人の市・県民税の申告には対応していません。
問 e-TAXホームページ
http://www.eltax.jp/
e-TAXヘルプデスク
☎05701081459

申告時に必要なものに関する注意事項

○事業所得（農業、営業な

フローチャート（市民税・県民税の申告が必要かどうかを確かめてみてください）



財政事情の公表

平成29年4月1日から9月30日までの平成29年度上半期の
財政事情を公表します。(平成29年9月30日現在)

総務課財政係 ☎23-3900

地方債・一時借入金の状況

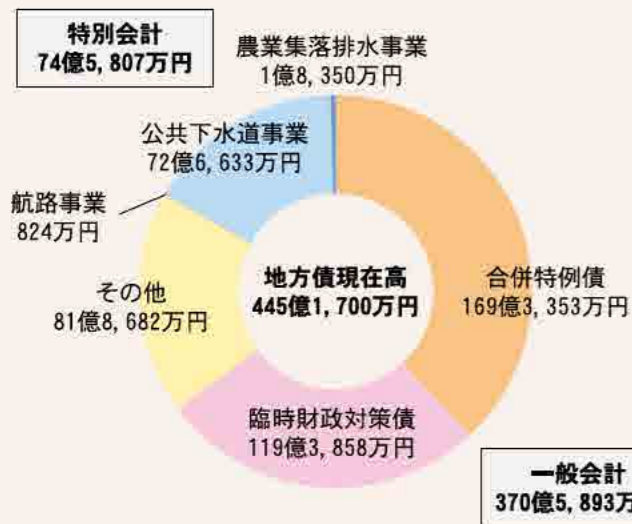
地方債とは、公共下水道などの公営企業の経費や道路、公共施設の整備など多額の費用がかかる建設事業の財源とするため、国や銀行などから長期にわたって借り入れている資金です。

○合併特例債とは

合併後の市町村の一体性の確立や均衡ある発展などを目的とした事業を実施するために発行する地方債です。償還費用の70%が国から地方交付税で補てんされます。

○臨時財政対策債とは

国から交付される地方交付税の不足分を補うために、地方公共団体が発行する地方債です。償還費用の全額が、将来的に国から地方交付税で補てんされます。



※平成29年度上半期(平成29年9月30日現在)における一時借入金はありません。

市民1人あたり地方債現在高 72万7,378円
臨時財政対策債・合併特例債を除く場合 25万5,627円
人口61,202人(平成29年10月1日)で計算

市の財産の状況

基金

基金は、家庭でいう「貯金」に当たります。

基金には、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金と特定の目的のために積み立てている特定目的基金などがあります。

基金名	金額
財政調整基金	33億4,816万円
その他の基金	44億1,849万円
合計	77億6,665万円

市民1人あたり基金現在高 12万6,902円
人口61,202人(平成29年10月1日)で計算

市有財産

【土地】

12,427,797㎡



【建物】

322,680㎡



水道事業の公表

平成29年度上半期の状況

水道局監理課 ☎25-5212

4月1日から9月30日までの水の使用量は、367万2,717立方メートルで、前年度の同期と比較すると約0.5%減少しています。

本年度上半期の収支状況は、右表のとおりです。

水は限りある資源です
大切に使いましょう

項目	金額
収入	
給水収益	7億7,251万円
受託工事収益	0
分担金その他	1,424万円
合計	7億8,675万円
支出	
人件費	4,958万円
動力費	2,421万円
薬品費	211万円
受水費	1億9,602万円
減価償却費	1億2,685万円
資産減耗費	638万円
支払利息	1,636万円
物件費	1億828万円
その他	239万円
合計	5億3,218万円

(消費税込)

一般会計の収支状況

予算現額 268億7,365万円
収入済額 128億1,714万円(収入率47.7%)
支出済額 98億1,899万円(執行率36.5%)



特別会計の収支状況

特別会計とは、特定の目的のために設置し、一般会計とは区別して経理する会計のことです。

特別会計名	予算現額	収入済額 A	支出済額 B	差引額 A-B
施設貸付事業	1億5,707万円	5,873万円	1,064万円	4,809万円
国民健康保険事業	89億6,700万円	31億548万円	37億5,306万円	△6億4,758万円
国民健康保険伊吹診療所	6,600万円	1,182万円	2,680万円	△1,498万円
後期高齢者医療事業	8億6,700万円	2億9,193万円	3億255万円	△1,062万円
介護保険事業	58億7,924万円	23億1,627万円	23億4,663万円	△3,036万円
航路事業	1億4,442万円	7,266万円	6,112万円	1,154万円
栗井財産区	774万円	790万円	37万円	753万円
栗井坂瀬山林	1,468万円	1,473万円	6万円	1,467万円
公共下水道事業	18億3,490万円	6億3,552万円	4億5,369万円	1億8,183万円
農業集落排水事業	4,200万円	650万円	1,463万円	△813万円